

令和 8 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	4	府 省 庁 名 復興庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）	
要望 項目名	被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の所要の見直し	
要望内容 (概要)	・ 特例措置の概要（支援措置を必要とする制度の概要） 東日本大震災により滅失・損壊した償却資産（以下、「被災償却資産」という。）の所有者等のうち、当該被災償却資産に代わる償却資産（以下、「被災代替償却資産」という。）を一定の被災地域内において取得又は改良する者は、固定資産税の特例措置を受けることができる。 ・ 要望内容 現在、被災償却資産の所有者が、令和 8 年 3 月 31 日までの間に、一定の被災地域内において被災代替償却資産を取得又は改良した場合、その後 4 年度分の固定資産税の課税標準を 2 分の 1 とする特例措置を受けることができるが、近年、実績が相当程度減少していることから、1 年間の経過措置を設けたうえで廃止する。	
関係条文	地方税法附則第 56 条第 12 項	
減収 見込額	[初年度] — （ — ） [平年度] — （ ▲ 6 ） [改正増減収額] — （単位：百万円）	
要望理由	（１）政策目的 事業用資産の買い替えのための設けられた措置だが、東日本大震災から 14 年余りが経過し、本特例措置の活用によって、地震・津波被災地域では、産業・生業の再生も順調に進展している。 （２）施策の必要性 岩手県、宮城県及び福島県の市町村に対して復興庁が実施したアンケート調査結果（R7.4）によると、被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の適用実績は相当程度減少傾向にあることを踏まえ、1 年間の経過措置を設けたうえで廃止する。	

本要望に 対応する 縮減案	—
---------------------	---

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	■「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について（令和7年6月20日閣議決定）（抄） 1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組 （2）地震・津波被災地域 地震・津波被災地域においては、令和6年基本方針において、「第2期復興・創生期間において、国と被災地方公共団体が協力して被災者支援を始めとする残された事業に全力を挙げて取り組むことにより、復興事業がその役割を全うすることを目指す」とされていた。この方針に基づき取組を進めた結果、ハード整備や住まいの再建はほぼ完了し、産業や生業に関する取組も進展し成果を挙げてきた。（略）
		政策の達成目標	被災地において事業再開する被災事業者等の増加、完全復旧及び被災地域の経済的復興の一刻も早い実現
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	延長期間 1年間（令和8年4月1日から令和9年3月31日）
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ
	有効性	政策目標の達成状況	制度創設から令和6年度課税分までの累計適用件数 岩手県：17,539件 宮城県：18,929件 福島県：2,347件
		要望の措置の適用見込み	令和8年度 9件
	相当性	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置を延長することにより、被災地における被災代替資産等の取得等を促進し、事業再開や事業拡大する被災事業者等の増加、完全復旧及び被災地域の経済的復興の一刻も早い実現を図ることができる。
		当該要望項目以外の税制上の支援措置	被災代替資産の特別償却（震災特例法第11条の2、第18条の2）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本特例措置は、被災代替償却資産を取得した場合に限定し、被災事業者等の本格的な事業再開や被災地域の経済的復興に資するものであるから、政策目的達成手段として妥当である。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	「償却資産に係る軽減税額に関する調」（総務省調べ）から減収額を算出 令和2年度 209百万円 令和3年度 20百万円 令和4年度 12百万円 令和5年度 7百万円 令和6年度 6百万円
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		平成23年度 創設 平成28年度 適用期間を3年間延長（平成28年4月1日から平成31年3月31日まで） 令和元年度 適用期間を2年間延長（平成31年4月1日から令和3年3月31日まで） 令和3年度 適用期間を3年間延長（令和3年4月1日から令和6年3月31日まで） 令和6年度 適用期間を2年間延長（令和6年4月1日から令和8年3月31日まで）